

## 「委託事業主の入会資格審査規程」が改正されました

ここ数年、新規成立時に入会金、会費の未払いが発生し、その後、労働保険料も滞納となるケース

が **続出** したことから「入会資格審査規程第5条第3項」を改正しました。

### 改正内容のポイント

従前の規程

第5条第3項

ア「新規委託する事業主は、前年度の労働保険料の領収済通知書等のコピーを添付すること。」

イ「事業主の入会金及び会費は、入会時に現金を持参するか3日以内に指定口座へ振り込むこと。」



改正された規程

第5条第3項

ア「新規委託する事業主は、**前年度以前及び当年度において労働保険料の滞納がないこと並びに滞納をしないこと。**」

イ「事業主の入会金及び会費は、入会時に現金を持参するか**事前に**指定口座へ振り込むこと。」

※ 労働保険番号の枝番号の付与は、今後、「**現金の持参又は事前振込**」が確認できた時点での付与となりますので、ご注意ください。

周知期間：令和5年6月19日(月)～令和5年7月31日(月)

**振込先** 中京銀行中村中央支店(152)普通預金 273395

**運用開始日：令和5年8月1日(火)～**